

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 2 7) (法人住民税：義) (自動連動) (地方税 3 2)
		② 上記以外の税目	(事業所税：外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 対象地域：沖縄県全域 2. 税制優遇措置 (1) 国税 ○投資税額控除 (法人税) ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合 (機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：8%) を法人税額から控除。 ・法人税額の 20% 限度 (繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設 (各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) ①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 (宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む) ④集会施設 (宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む) ⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 (2) 地方税 ○法人住民税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する (自動連動)。 ○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限 (令和 7 年 3 月 31 日) を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

			○ 認定事業者が特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い、器具・備品を取得した場合を課税の特例措置の適用対象に追加する。 ○ 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
			《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9 租税特別措置法施行令第27条の9 租税特別措置法施行規則第20条の4 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 地方税法附則 第33条第1項
5	担当部局		経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長 令和4年度 3年間延長等（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し）
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について（令和6年6月21日閣議決定） 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産

			業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 （観光地形成促進計画の作成等） 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3～8 （略） （課税の特例） 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務
--	--	--	---

			大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 (略) (資金の確保等) 第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。 ○沖縄振興基本方針（令和4年5月10日内閣総理大臣決定） Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (1) 観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。 あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。 ○測定指標 ・特定民間観光関連施設への累計投資額 ・民間観光関連施設数 ○目標値 ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和7年・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円

		＜算出方法＞ 平成 24 年度から令和 5 年度までの設備投資額累計額：17,146 百万円 年平均設備投資額＝17,146 百万円÷11 年＝1,559 百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く (1,559 百万円) × 2 年 (R7・R8)＝31 億 18 百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和 7・8 年度に数百億円程度の投資が見込まれる。 ・ 民間観光関連施設の設置数 令和 8 年度民間観光関連施設数：304 施設 ＜算出方法＞ 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設（H24 以降に本制度が適用された施設）と宿泊施設）の設置数とする。 特定民間観光関連施設については、令和 6 年度以降に 4 施設/年の適用を目標とする。平成 24 年度以降において、課税年度の前年度に取得されたと仮定し、不動産取得税の課税免除対象件数の最高値 4 件を目標値に採用。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの 11 施設/年の新設を目標とする。平成 27 年度から令和 4 年度までの平均増加数を目標値に採用。 R5 R8 施設数 259 施設 ⇒ 304 施設 (+45 施設) 【沖縄県調査を基に算出】 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。 (参考) ・ 従前の達成目標：①県内の対象施設等における事業認定申請率 ②事業認定要件で定める基準値の達成状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上につながる魅力的な観光関連施設への投資を促進することで、国内外からの観光客来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図り、観光産業の一層の振興に寄与し、ひいては沖縄の自立型経済の発展に寄与する。							
10	有効性等	① 適用数	○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値） 単位：件 <table><tr><th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr><tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0
年度	法人税	法人住民税							
H28	0	0							

			<table><tr><td>H29</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>H30</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>R1</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R2</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>R3</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>R4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>R5</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R6</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R7</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>R8</td><td>4</td><td>4</td></tr></table> ・法人税（H28 年度～R4 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R5 年度以降は推計値。 （推計方法） R5・6 年度：H28 年度から R4 年度までの最大値を採用。 R7・8 年度：H28 年度から R4 年度までの最大値に、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により把握した、拡充による適用件数（見込）を追加して算出。 ・法人住民税は推計値（自動連動であるため、法人税の適用件数と同値とした）	H29	1	1	H30	2	2	R1	3	3	R2	1	1	R3	1	1	R4	2	2	R5	3	3	R6	3	3	R7	5	5	R8	4	4						
H29	1	1																																					
H30	2	2																																					
R1	3	3																																					
R2	1	1																																					
R3	1	1																																					
R4	2	2																																					
R5	3	3																																					
R6	3	3																																					
R7	5	5																																					
R8	4	4																																					
②	適用額		○過去の適用額及び将来の適用額（推計値） 単位：千円 <table><tr><td>年度</td><td>法人税</td><td>法人住民税</td></tr><tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr><tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr><tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr><tr><td>R2</td><td>1,066</td><td>86</td></tr><tr><td>R3</td><td>27,772</td><td>1,944</td></tr><tr><td>R4</td><td>17,889</td><td>1,252</td></tr><tr><td>R5</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr><tr><td>R6</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr><tr><td>R7</td><td>339,546</td><td>23,768</td></tr><tr><td>R8</td><td>39,546</td><td>2,768</td></tr></table> ・法人税（H28 年度～R4 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R5 年度以降は推計値。 （推計方法） R5・6 年度は①のみ、R7・8 年度は以下①②の合計で算出。 ① 延長による減収額 R2～R4 の 1 件当たりの平均減収額（11,682 千円）×各年度の適用件数（推計値） ② 拡充による減収額 ・R7 に 2,000,000 千円を超える設備投資（1 件）を行う見込がある旨を事業者ヒアリングにより把握。	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	1,066	86	R3	27,772	1,944	R4	17,889	1,252	R5	35,046	2,453	R6	35,046	2,453	R7	339,546	23,768	R8	39,546	2,768
年度	法人税	法人住民税																																					
H28	0	0																																					
H29	2,218	286																																					
H30	14,557	1,878																																					
R1	53,088	6,849																																					
R2	1,066	86																																					
R3	27,772	1,944																																					
R4	17,889	1,252																																					
R5	35,046	2,453																																					
R6	35,046	2,453																																					
R7	339,546	23,768																																					
R8	39,546	2,768																																					

		・ R7 に 30,000 千円程度の設備投資（1 件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。 →R7 の拡充による適用件数は 2 件、減収額は $(2,000,000+30,000) \times 0.15=304,500$ 千円 ・ R8 に 30,000 千円程度の設備投資（1 件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。 →R8 の拡充による適用件数は 1 件、減収額は $30,000 \times 0.15=4,500$ 千円 ※控除額は取得価額×15%として算出。 ・ 法人住民税（H28 年度～R4 年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。 R5 年度以降は推計値。 （推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税 1%＋市町村民税 6%＝7%））。																																				
③	減収額	○過去の減収額及び将来の減収額（推計値） 単位：千円 <table><tr><th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr><tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr><tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr><tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr><tr><td>R2</td><td>1,066</td><td>86</td></tr><tr><td>R3</td><td>27,772</td><td>1,944</td></tr><tr><td>R4</td><td>17,889</td><td>1,252</td></tr><tr><td>R5</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr><tr><td>R6</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr><tr><td>R7</td><td>339,546</td><td>23,768</td></tr><tr><td>R8</td><td>39,546</td><td>2,768</td></tr></table> ・ 法人税（H28 年度～R4 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R5 年度以降は推計値。推計方法は「10. 有効性等」の「②適用額」を参照。	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	1,066	86	R3	27,772	1,944	R4	17,889	1,252	R5	35,046	2,453	R6	35,046	2,453	R7	339,546	23,768	R8	39,546	2,768
年度	法人税	法人住民税																																				
H28	0	0																																				
H29	2,218	286																																				
H30	14,557	1,878																																				
R1	53,088	6,849																																				
R2	1,066	86																																				
R3	27,772	1,944																																				
R4	17,889	1,252																																				
R5	35,046	2,453																																				
R6	35,046	2,453																																				
R7	339,546	23,768																																				
R8	39,546	2,768																																				
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 沖縄県への入域観光客数等については、増加傾向に転じつつある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は外国人観光客中心に根強く残っており、当該影響から立ち直り、更なる観光産業の振興につなげるべく、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。 【参考】入域観光客数の内訳 <table><tr><td></td><td>令和元 年度</td><td>令和2 年度</td><td>令和3 年度</td><td>令和4 年度</td><td>令和5 年度</td></tr></table>		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度																														
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度																																	

				国 内 客 (人)	6,978, 800	2,583, 600	3,274, 300	6,574, 500	7,269, 100
				外 国 客 (空路) (人)	1,427, 200	0	0	187,00 0	952,50 0
				外 国 客 (海路) (人)	1,063, 200	0	0	13,100	311,00 0
				国内客 構成割合 (%)	73.7%	100.0%	100.0%	97.0%	85.2%
				外 国 客 (空路) 構成割合 (%)	15.1%	0.0%	0.0%	2.8%	11.2%
				外 国 客 (海路) 構成割合 (%)	11.2%	0.0%	0.0%	0.2%	3.6%
				(出典)					
				令和元年度～令和４年度：令和４年度の観光収入【試算値】 (令和５年８月２４日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課)					
				令和５年度：令和５年度の観光収入【試算値】(令和６年８月 ２２日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課)					
				【参考】沖縄の観光の景況判断等					
				公表物	作成機関	景況判断等			
				県内金融経済概況 (令和６年６月)	日本銀行那 覇支店	観光は、拡大基調にあ る。			
				地域経済動向 (令和６年２月) 沖縄	内閣府	観 光 は 持 ち 直 し て い る。			
				管内経済情勢報告 (令和６年４月)	沖縄総合事 務局財務部	〔観光〕回復しつつあ る。			
				○達成目標の実現見込み					
				・ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加					
				令和７・８年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計 額：31 億 18 百万円					
				特定民間観光関連施設の設備投資額					
				単位：百万円					
					R6	R7	R8		
				投資額	1,559	1,559	1,559		

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

・民間観光関連施設の設置数
令和8年度民間観光関連施設数：304施設

民間観光関連施設数（累計）		単位：施設		
	R6	R7	R8	
民間観光関連施設	274	289	304	
うち、特定民間観光関連施設	29	33	37	
うち、宿泊施設	245	256	267	

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

○所期の達成目標（令和4年度税制改正要望時）
①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度）

（考え方）
6件／168施設＋6件＝3.4%（令和4・5年度の投資が全て新設の場合）
6件／168施設＝3.6%（令和4・5年度の投資が全て増設の場合）
※施設数は沖縄県調べによる実績。

②事業認定要件で定める基準値の達成状況
※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとして
いるため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の
改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定
であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指
標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとお
り。

- ・本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均55%
- ・本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5%
- ・本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）

- ・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後２年度目の平均増加率：０.６６％（１年度目 ０.３３％）

○所期の達成目標の達成状況

① １件／１７３施設＝０.６％（令和５年度）

（考え方）

令和５年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全１７３施設。

※施設数は沖縄県調べによる実績。

（補足）

令和３年度に当評価書を提出した時点では、令和５年度末までの２年延長を要望していたところ、結果的には３年延長となっており、「所期の達成目標」における最終年度と税制の期限年度にずれが生じている。目標が未達の理由としては、コロナ禍の影響で設備投資が低迷していたところ、観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられる。詳細は「○適用実績が僅少な理由」を参照。

※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものである。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

税負担を軽減することは、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促す直接的な効果があり、その結果、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の滞在日数と消費額の増加につながることが期待される。

- ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加見込

単位：百万円

	R6	R7	R8
投資額	1,559	1,559	1,559

算出方法等については「９. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和７・８年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

また、対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設を促進する直接的な効果がある。

・ 特定民間観光関連施設数（累計）の増加見込

単位：施設

	R6	R7	R8
特定民間観光関連施設	29	33	37

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

○適用実績が僅少な理由

令和3年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。

しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報（7月公表）によると、例として宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、コロナ禍前の令和元年度には約72億円あったものが、令和2年度には約14億円（▲8割減）と大きく落ち込み、令和3年度から令和5年度においても、約30億円と令和元年度の5割程度の低い水準で推移している。観光客数の増加などを踏まえ、観光は回復しつつあるとの調査結果が出ている（「10. 有効性等」の「④効果」を参照）が、当該結果を見て事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。

沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設（設備）に係る貸付実績

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	80件	53件	27件	31件	47件
貸付額	7,249百万円	1,386百万円	3,408百万円	3,099百万円	3,065百万円

【沖縄振興開発金融公庫 業務統計年報より】

⑤ 税収減を是認する理由等

沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄のリーディング産業と言われるまでに成長している。

本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためのものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）に定める「強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上（中略）等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義が

				あり、税収減を是認するものとする。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新増設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月(R3内閣 08)